

# 令和6年度 重点課題事項

令和6年度における各局の重点課題事項を設定しました。

昨年度からスタートした「第6次尼崎市総合計画」に掲げる「ありたいまち」の実現に向け、昨年度は、「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」や「あまがさき共創DXプラン」、「子育て世帯の定住・転入に向けた良好な住環境形成のための住宅施策パッケージ」をとりまとめました。

今年度は、こうした様々な政策の方向性を、具体的な施策として「実行・実現」していくフェーズと捉えており、「次のステージ」へ向けた持続可能なまちづくりを進めてまいります。

また、こうした取組を着実に推進するためには、全庁的な情報・問題意識の共有、組織の縦割りを超えた施策の推進がますます重要となることから、組織横断的なマネジメントが必要な事項について確認しました。

重点課題事項	
<b>危機管理安全局</b>	
1	地域防災力及び災害対応力の向上
	① 市民の迅速な避難行動の促進に向け、避難誘導板・案内板の年次的な更新を行うとともに、各種ハザードマップを作成・公表し、災害リスクや避難行動等の更なる周知を図る。
	② マイ避難カードについて、引き続き、様々な機会を捉え普及啓発することにより、市民等の多様な避難行動意識の向上を図る。
2	③ 大規模災害発生時に備え、尼崎市社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置場所や具体的な運用に向けて調整を行う。
	安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進
	① 暴力団排除については、引き続き、警察や関係団体等と連携し進めていくとともに、改正した暴力団排除条例の周知に取り組んでいく。
	② 自転車盗難の抑止対策を強化するとともに、特殊詐欺対策にも引き続き取り組むなど、発生する犯罪種別に応じた戦略的な防犯対策を実施する。
3	③ 自転車関連事故の防止を図るため、交通ルール遵守の啓発や交通安全教室の実施等、警察や関係団体等と連携しながら取り組んでいく。
	④ 旧かんなみ新地については、情報共有を図りながら進行管理を行い、全庁的な取組を進めていく。
	マナー向上の取組
3	① 「たばこ」「ごみ」「自転車」のマナーについて、関係部局や関係団体等と協働で各種啓発キャンペーンを実施する。また、庁内や地域の行事等におけるマナー向上シンボルマークの活用を働きかけるとともに、啓発動画等を作成しSNSで発信するなど、効果的な広報を行い、マナー意識の醸成を図る。
	② たばこ対策の取組強化のため、市内鉄道13駅の駅前で路上喫煙禁止区域に指定していない残り6駅への指定拡大を行うとともに、禁止区域内での違反者に対する対面指導を実施する。また、たばこ対策推進条例について、違反者に対する罰則（過料徴収）規定を追加する条例改正を目指す。

総合政策局		
1	<p>総合計画の推進及び効果的・効率的な政策調整</p> <p>① 総合計画の点検・進捗管理手法の検討を行い、後期まちづくり基本計画の策定に関する総合計画審議会への諮問（令和7年度末を目途）につなげていく。また、施策間連携のさらなる推進を図るほか、総合計画が目指すまちづくりの方向性について職員の理解を深めるとともに、市民との共有に努めパートナーシップを築いていけるよう取り組む。</p> <p>② 施策評価の中で各施策の取組を振り返り、十分に効果が得られていない事務事業の見直しを図るとともに、新たな政策課題へ対応していく取組を全庁的に推進する。また、政策の推進に当たっては時宜を得た戦略的な情報発信を進める。</p>	
	<p>学び・協働・市民参画の取組の更なる推進</p> <p>① 各種取組を進める上で基盤となる地域コミュニティの活性化のため、関係部局及び市社協等と連携を図り、地域活動への参加を促す取組を進めていく。また、地域振興や生涯学習を推進する上で地域課の拠り所となるような指針等の策定・運用を進める。</p> <p>② 「協働ガイドブック」を活用し、庁内の意識醸成や市民との事例共有等を進めるとともに、市民意見聴取プロセスの振り返りやデジタル媒体を使った意見聴取など、効果的な市政参画の機会づくりに努め、更なる協働の取組の推進を図る。</p> <p>③ 興味・関心を入口とした学びや活動に参加する意義や魅力を伝えるとともに、活動情報や市民活動に有益な支援情報も含めた情報発信のあり方について検討を進める。</p> <p>④ 大庄西中学校跡地における協働型公園及びコミュニティスペースの整備について、地域住民等と協議を重ねていくとともに、地域との協働による運営の仕組みづくりに向け、具体的な検討を行う。</p>	
3	<p>尼崎市文化ビジョンの推進</p> <p>① 尼崎市総合文化センターの耐震化事業について、基本設計において整備内容やスケジュール等の詳細を決定するとともに、実施設計及び施工の一括発注に係る事業者選定に向けた準備を進める。</p> <p>② 尼崎市総合文化センターの市有化及び指定管理者制度の導入に向けて、時期や手法の検討及び関係団体等との調整を行う。</p> <p>③ 尼崎市文化振興財団と連携しながら、白髪一雄生誕100年記念事業や桂米朝顕彰事業（没後10年）をはじめとした各種文化振興事業を計画的に実施し、市民が身近な場で文化・芸術に親しむことのできる機会を提供する。</p>	
	<p>人権尊重・多文化共生施策の推進</p> <p>① これまで実施した市内在住外国人アンケート調査や市内日本語学校留学生、市内企業外国人労働者等へのヒアリングを踏まえ、多文化共生社会推進指針を策定し、近年の外国籍住民の転入増加により多様化してきている日本語教育等の課題やニーズに対応する。</p> <p>② 北図書館の移転を機に、女性・勤労婦人センターの今後のあり方について尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会のほか、利用者等の意見聴取も考慮しながら検討を進める。</p>	
資産統括局		
1	<p>財政運営方針に基づいた財政運営</p> <p>① 事業のスクラップ&amp;ビルドや歳入確保のほか、基金も活用しながら、令和7年度当初予算において、引き続き実質的な収支均衡予算の確保を図る。</p> <p>② 今後必要となる投資的事業の実施と適正水準の将来負担の両立を図る。</p> <p>③ 子ども・子育てアクションプランなどを実行するための財源を確保する。</p>	

(資産統括局の続き)

2	公共施設マネジメントの推進
	① 「方針1：再編」では、第1次尼崎市公共施設再編計画に基づき、(仮称)大庄健康ふれあい体育館の設計段階でのタウンミーティングの実施や、青少年いこいの家の再整備に向けた取組などを着実に進める。
	② 「方針2：予防保全」では、中央図書館の長寿命化改修計画作成や園田西生涯学習プラザ・園田体育館及び地域総合センター神崎(本館棟)の実施設計に着手し、長寿命化改修の計画的な実施に併せて、設備の省エネルギー化にも取り組む。また、維持管理に関する技術支援や、保全システムを活用した保全情報の一元管理を行う。
3	③ 「方針3：効率的・効果的な運営」では、電気及び都市ガスにおけるエネルギーの安定調達に努めつつ、各小売事業者や他都市の動向を注視しながら、施設の効率的・効果的な運営に向けた検討を進める。
	新図書館整備等にあわせたまちづくりの推進
3	① 大井戸公園での北図書館と女性・勤労婦人センターの貸館機能を複合化した新図書館の整備や、同公園のリニューアル、子育て世帯にやさしい周辺歩道の形成、新たな男女共同参画社会づくり等の拠点の整備を一体的に行うための検討を進める。
	② 検討にあたっては、まちづくりの視点をもって、タウンミーティングでの丁寧な意見交換や民間事業者との対話を重ね、今後策定する基本計画において具体的な整備内容等を示す。
4	市税収入率の向上等
	① 尼崎市第2次債権管理推進計画の目標達成に向けて、引き続き個人市民税を中心とした現年課税分の収入率向上、市税収入未済額縮減を図るため、滞納整理の早期着手を更に推進していく。また、長期にわたり滞納が続く事案や悪質な事案においては、滞納者の自宅・事業所への搜索や不動産の公売も含めた対応を図るとともに、財産の状況に応じて滞納処分執行停止を検討するなど、着実に事案の完結に向けた道筋をつけていく。
<b>総務局</b>	
1	本市DXのさらなる推進と情報セキュリティ対策の強化
	① 「あまがさき共創DXプラン」に基づき、デジタル政策監とともに、ペーパーレスの推進や業務改善ツールを活用した事務の効率化範囲の拡大を図る。また、自治体情報システムの標準化の準備を進めるとともに、情報システムに関連する機器については、市民サービスに影響を来たさぬよう管理・更新を徹底する。
2	② 情報セキュリティ推進計画に基づき、「人的」「物理的」「技術的」の各面から、研修などを通して計画的に情報セキュリティ対策を推進するとともに、監査を実施し、課題と対策を明確にした上で、情報セキュリティ推進計画を随時改定する。
	働きたい・働き続けたいと思える環境づくり(人材確保と定着の促進)
	① 職員採用にあたっては、学歴要件の緩和、経験者採用の拡大、SNSやPR動画等による情報発信により全体の受験者数の増を目指すとともに、福祉職や技術職をはじめとした、求める人材の確保に取り組む。
2	② 職員の定着に向け、プレゼン試験等による昇格に必要な期間の短縮や「ばいり値い(職員の仕事に対する前向き度合い)」の見える化と向上に向けた全庁的な取組を進める。
	③ ワークライフバランスの実現のため「尼崎市特定事業主行動計画」に基づく取組(超過勤務縮減や男性職員育児取得促進等)を推進するとともに、より働きやすい職場環境づくりを目指して、令和7年度開始の次期計画を策定する。

(総務局の続き)

3	職員の資質向上	<p>① 研修内容や手法の工夫により、コンプライアンス意識・情報セキュリティ・契約事務・法務能力・公文書管理・個人情報保護制度・人権意識といった、公務員として必要な知識の向上を図るとともに、職員が自ら考えチャレンジする意識の醸成及び企画提案力を伸ばしていく取組を進める。</p> <p>② 「あまがさき共創 DX プラン」に定める DX 人材の育成や広い視野でまちづくりに取り組める人材の育成に注力するとともに、職員のキャリア形成の支援につながる取組を行っていく。</p>	
	<b>デジタル政策監</b>		
1	「あまがさき共創 DX プラン」の推進	<p>① 「ニーズ起点の行政運営に向けたソーシャルマーケティングの実現」に向けて、市民アンケートやコールセンターデータ等の収集・分析・ユースケース作りと、将来的なプラットフォーム化に向けたデータルール整備やシステム実証を実施する。</p> <p>② 「行政手続きのスマート化」に向け、オンライン申請の拡充や、キャッシュレス決済、「書かない窓口」の検討に取り組む。</p> <p>③ 「情報発信力の強化」に向けて、あま咲きコイン等の市民アプリを活用したターゲット別の情報発信や、コールセンターデータを活用した市民向けチャットボットの構築を行う。</p> <p>④ 「業務プロセスの抜本的な改革」に向け、課題を見える化したうえで、具体的な改善手順と費用対効果を検証し、実践のサイクルを回すことで、業務効率化はもとより、自律的改革組織の育成と、伴走体制の確立に取り組む。</p> <p>⑤ DX 人材の組織的育成に向けて、DX 推進員育成や人事評価項目への組み込み、ばいたいり値いの活用拡大など、人事・育成・組織風土の三面で強化を進める。</p> <p>⑥ 地域共創に向けた取組支援として、データや IT 活用効果が見込まれる観光などの分野における施策支援や、国、県、大学等との連携強化に取り組む。</p>	
	情報セキュリティの強化 (CISO 補佐官業務)	<p>① 現場におけるセキュリティ実践力の向上に向け、業務環境や職員のスキルレベルに即したポリシーの具体化と、万一のインシデントに備えた行動訓練等に取り組む。</p> <p>② 直近の国のセキュリティ方針や技術トレンド等を踏まえて、技術的対策の強化について検討し、投資効果を検証する。</p> <p>③ 所管課におけるインシデントの未然防止策に向け、個人情報を扱う全所属へのセキュリティ監査を実施の上、指摘事項の 100%改善に向けてマネジメントを行う。</p>	
	IT 施策全体のマネジメント (CIO 補佐官業務)	<p>① 自治体システム標準化について、令和 7 年度末移行完了に向けた全体マネジメントと、将来の EBPM に向けた基幹系データ基盤のあり方を検討する。</p> <p>② 行政ネットワークのあるべき姿について、「新三層の構え」等の国方針や、セキュリティ強化・スマートワークなどの業務運営課題を総合的に検討し、方向性を提示する。</p> <p>③ 所管課の要請に応じた予算査定への参画や、IT 施策の計画段階における相談支援など適宜実施する。</p>	
	<b>福祉局</b>		
	1	重層的支援の推進	<p>① 既存の支援機関等との役割分担による伴走支援、ひきこもり等当事者へのアウトリーチ、社会参加支援等の一体的実施の中で見えてきた個別性の高い事案を踏まえて、既存の制度や地域資源を利用することが困難な方への支援を充実する。</p>

(福祉局の続き)

2	<p>共助による要配慮者避難支援体制の推進</p> <p>① 市社協と連携し、新たな支援者の発掘や組織化支援等に取り組み、災害時の避難支援体制の基盤となる平時の見守り活動を推進する。</p> <p>② 災害リスクの高いと考えられる要支援者を把握し、自主防災会や福祉専門職等と連携して段階的に個別避難計画の作成等に取り組む。</p>
3	<p>「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(生き生き!!あま咲きプラン)の推進</p> <p>① 介護予防・フレイル対策と社会参加・生きがいづくりを促進するため、総合老人福祉センターの建替えに伴う機能の見直しや、健康ふれあい体育館の介護予防事業等の新たな事業構築を行う。</p> <p>② モデル事業期間が終了する高齢者生きがい就労事業の本格実施に向けた事業構築を行う。</p> <p>③ 複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、令和6年4月1日施行の介護保険法の改正内容を踏まえ、地域包括支援センターの機能・体制の強化を図る。</p> <p>④ 認知症の人やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、認知症サポーター養成講座受講者増への取組を進めるとともに、関係機関や市民ボランティア(チームオレンジ尼崎)との連携を強化し、居場所づくりやサービス提供に取り組んでいく。</p>
4	<p>「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」の推進</p> <p>① 児童発達支援センター「たじかの園」について、教育・障害福祉センターの大規模改修工事の完了に合わせて園診察室の改修工事を進め、利用者への影響が出ないよう配慮しながら同センターへの再移転を完了させる。また、地域の中核機関としての役割を果たせるよう、診療所の2診体制への円滑な移行に取り組むことと合わせ、再移転後の障害児への療育支援のさらなる強化に向けた検討を行う。</p> <p>② あまがさき相談支援連絡会での協議を通じ、強度行動障害を含む支援につながりにくい人への支援体制の整備を図るとともに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に向けて自立支援協議会との連携強化に取り組む。</p> <p>③ 上記2項目をはじめ、「尼崎市障害福祉計画(第7期:令和6~8年度)」で取りまとめた適切な福祉サービスの提供に向けた取組を着実に図っていく。また、同計画及び「尼崎市障害者計画(第4期:令和3~8年度)」の進捗管理について、令和5年度から運用を開始した新たな「評価・管理シート」の外部評価も踏まえながら改善に取り組む。</p>
<p><b>保健局</b></p>	
1	<p>健康寿命の延伸に向けた施策の推進</p> <p>① 市民一人ひとりの健康意識の向上に向けた取組の推進を図る。</p> <p>② 地域いきいき健康プランあまがさきに係る各種取組の推進と健診等各種データ分析に基づく効果測定を実施する。</p> <p>③ 特定健診・がん検診・尼っこ健診の受診率の向上に向けた取組を進める。</p>
2	<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実</p> <p>① 妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業等において、支援を必要とする妊産婦家庭を把握し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ。</p> <p>② 児童虐待の恐れのあるハイリスク家庭に対し、母子保健と児童福祉が連携し、一体的な支援を実施する。</p> <p>③ 伴走型相談支援の充実を図るため、妊娠期から子育て期の支援のあり方について検討する。</p> <p>④ こども医療費助成制度のさらなる拡充に向けた取組を進める。</p>

(保健局の続き)

3	アスベスト対策に関する取組
	① アスベスト関連疾患の早期発見等に繋げていくため、引き続き、アスベスト検診の受診勧奨に努め、アスベストばく露による健康被害への不安解消や健康管理の向上に努めていく。
	② 恒久的な健康管理制度の構築や救済制度の充実等について、他都市との情報交換を行い、適宜、国に対して要望していく。
4	動物愛護行政の推進
	① 猫の理由なき殺処分ゼロに向けた TNR 活動のさらなる推進を図る。
	② 動物愛護推進員を含む様々なボランティアとの意見交換を通じて、活動の実態や課題を把握するとともに、動物愛護管理推進協議会の協議内容の充実に努める。
	③ 動物愛護団体及び市民ボランティアの負担軽減に向けた活動支援の充実に努める。
5	多頭飼育問題について、引き続き関係機関との連携を密にし、予防や早期発見、再発防止に努める。
	国民健康保険料の収納率の向上及び保険証廃止に向けた円滑な対応
	① 国保財政の健全化に向け、第2次尼崎市債権管理推進計画に掲げる目標収納率（令和6年度：95.99%）を達成するため、収納率の向上に向けた取組を進める。
	② 国の制度改正（マイナンバーカードと健康保険証の一体化）に伴う被保険者証の廃止にあたり、新たな制度へ円滑に移行するための取組を進める。
<b>こども青少年局</b>	
1	こども計画の策定及びユースワークの取組の推進
	① こども基本法に基づく市町村計画である「尼崎市こども計画」を、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画及び子ども・子育て支援法に基づく事業計画と一体的に策定する。
	② 若者の活動や子ども・若者を育成支援する活動を応援する「子ども・若者応援補助金」を運営するほか、令和7年度以降の子ども・若者応援基金の活用方針について、基金活用事業の予算規模等の見直しを行う。
	③ ユース交流センターにおいて、ユースワークの視点で若者の社会性や自己肯定感を育む活動を通じて得られた若者の意見を関係部局で共有する。また、ユースワークを全市的に展開する。
2	いじめの防止・体罰の根絶に向けた取組の強化
	① 子どものための権利擁護委員会において、いじめや体罰等の子どもの人権侵害に関する救済申立や相談を受け付け、解決に向け調査・調整により子どもの人権を保障する。また、「子どもアドボカシー活動（子どもの声をしっかり聴き、子どもの意見表明を支援する活動）」を普及啓発する。
	② 子どもの人権アンケートの調査手法としてデジタル回答方式に統一するとともに、アンケートの今後のあり方を検討する。また、教育委員会と連携した人権侵害の事実確認や調査等のもと、再発防止に向け、教職員の人権擁護に関する意識の醸成を図る。

(こども青少年局の続き)

3	<p>子どもの育ち支援センター「いくしあ」の運営</p> <p>① 令和8年4月の児童相談所(児相)設置に向け、「いくしあ」との一体的かつ効果的な支援体制を目指し、取組(組織運営のあり方の検討、人材確保・育成、ネットワーク強化、オフィス環境を含む施設整備等)を進める。</p> <p>② 改正児童福祉法に基づき、母子保健と児童福祉の連携をさらに強化する目的で「こども家庭センター」機能を設置し、妊産婦、子ども・子育て支援や虐待防止等の一体的な支援の充実を図る。</p> <p>③ 里親制度の普及・啓発とともに、里親を活用した子育て家庭ショートステイ事業等、里親による支援の充実を図るほか、「里親支援センター」設置に向けた取組を進める。</p>
4	<p>待機児童解消に向けた取組の推進</p> <p>① 令和7年4月までに待機児童の多い地域に新設保育所(令和5年度公募決定4か所)の設置を行う。また第3期事業計画の策定や中長期的な保育ニーズの将来推計を行う中で、今後は既存の保育施設に軸足を置いた待機児童対策に取り組む。</p> <p>② 保育士確保施策の推進については、他都市も様々な施策を実施する中、本市においても、他都市の効果的な施策を参考にしつつ、更なる効果的な施策について検討する。</p> <p>③ 新卒保育士、潜在保育士の就職支援や保育所等への雇用支援等を行う保育士・保育所支援センターあまのかけはしの認知度向上の取組を行う。</p> <p>④ 社会情勢の変化により保護者の働き方が多様化していることを踏まえ、現状に則した保育施設等利用調整基準表の改訂に取り組む。</p>
5	<p>就学前教育・保育の更なる充実</p> <p>① 公立保育所の民間移管のあり方検討については、これまでの民間移管に係る取組検証を行い、今後の公立保育所が担うべき役割を踏まえた上で、次期民間移管計画の策定作業等を進める。</p> <p>② 施設の老朽化が著しい公立保育所3所(杭瀬・次屋・武庫南)について、上記①の次期民間移管計画を踏まえる中で、建替え等の保育環境の改善を図る。</p> <p>③ 今後の移管法人選定に当たっては、不適切保育に関する保護者からの関心が高まる中、過去の保育実績や行政指導等の履歴、監査結果等の提出を求める等、選考方法を見直す。</p> <p>④ 令和8年度から本格実施となる「こども誰でも通園制度」に関して、国や試行的事業を行う他自治体から情報収集するほか、制度構築のための庁内会議体を立ち上げ、令和8年度事業開始に向け準備を進める。</p>
6	<p>児童ホームの待機児童解消及び保護者の負担軽減に向けた取組の推進</p> <p>① 待機児童ゼロの実現に向け、学校の余裕教室や民間児童ホームに対する補助金の活用等、児童ホームの定員数や安定的な運営を確保するための取組を推進する。</p> <p>② 児童ホームの新たな取組(開所時間の延長・入退室管理等システムの導入・通信環境(Wi-Fi)の整備)の推進により、保護者の子育てに係る時間的負担を軽減する。</p> <p>③ 学校の長期休業期間中に児童ホーム等に昼食用弁当を配送するサービスの導入を検討し、保護者の子育てに係る時間的負担を軽減する。</p>

こども政策監	
1	子ども・子育てアクションプランの推進
	① 令和5年度に策定された「子ども・子育てアクションプラン」の確実な実施のため、定期的に関係局との協議の場を設定し、進捗確認を実施する。
	② 「子ども・子育てアクションプラン」の実施及び拡充や「(仮称)こども計画」の策定に際して子どもや若者の意見がしっかりと反映されるようユースカウンシル事業等を通じて、子ども若者の意見表明権の確保を図る。
	③ 「子ども・子育てアクションプラン」の拡充等のため、市内で子ども若者の支援を行う団体や子育て中の保護者等と定期的に意見交換を実施する。
2	若年層の定住・転入促進に向けた取組の検討
	① 10代後半から20代前半までの若年者の転入を加速させるとともに、それらの若年者が本市に定住するための取組についての検討を実施する。
	② 市内の高校、大学関係者等若年層と接点のある関係者との協議を実施し、若年者の転入、定住に向けたニーズの把握を行う。
	③ 若年世代との対話の場を開催し、若年世代の定住・転入に向けたニーズの把握を行う。
3	子ども青少年政策におけるEBPMの推進
	① 子ども青少年政策についてKPI等の設定を行い、ロジックモデルを試行的に策定する。 ② 子ども青少年政策について「学びと育ち研究所」を活用するとともに、デジタル政策監等と連携し、データ分析等のエビデンス研究を実施する。
経済環境局	
1	イノベーション創出・人材確保等に向けた取組の推進
	① ものづくり総合支援拠点である「オープンイノベーションコア尼崎」を設置し、新規創業や既存企業の新事業・新分野への進出、企業同士の外部連携の推進などを支援することで、イノベーションの創出につなげる。
	② フェニックス事業用地等を活用したバイエリアの活性化に向け、「(仮称)企業誘致方針」を策定するとともに、企業投資活動促進制度の見直しを行う。
	③ AMPI・ものづくり支援センターや創業支援オフィス「アビーズ」について、事業者に対するより効果的な支援に向け、取組を再構築する。
2	地域経済の持続的な発展の推進
	① 利用者数・加盟店数・流通額等が大きく増加し、物価高騰対策支援等に寄与している電子地域通貨「あま咲きコイン」について、自走化に向けた更なる取組に加え、市民の市政参画意欲の向上につながる取組を進める。
	② 市内企業への支援について、企業訪問等により、物価高騰の影響や経営上の取組課題等の情報収集及び意見交換を行う中、適時適切な施策につなげる。
	③ 市内産野菜「あまやさい」について、「食」の切り口からPRするなど、ブランド力を高めるとともに、認定農業者をはじめとする担い手の育成及び支援により、都市農業の活性化を図る。また、農業公園の再整備にあたっては、「あまやさい」を通じた農業振興の拠点等にすべく取組を進める。



(経済環境局の続き)

3	観光重点取組地域のまちづくりの推進
	① 開城から5年が経過した尼崎城について、展示の充実等により、来城者の増加につなげるなど、重点取組地域（尼崎城を含む城内地区及び寺町や中央・三和商店街周辺）における賑わいを創出する。
	② 大阪・関西万博を契機に、関係団体や民間企業等と連携する中、観光コンテンツを充実させるなど、インバウンドの獲得も含め、万博後にもつながる取組を進める。
	③ 阪神タイガースファーム施設の開設にあたり、商店街等と連携した賑わい創出イベントや尼崎城、寺町といった観光資源の周遊を促進するなど、交流人口の増加につなげる。
④ 中長期的な観光ビジョンとして「尼崎版観光地域づくり戦略」を改訂する。	
4	脱炭素社会の形成
	① 「阪神大物ゼロカーボンベースボールパーク整備計画」を引き続き推進することで、脱炭素の認知度の向上及び市民の行動変容を促進し、市内外の二酸化炭素排出量削減につなげる。
	② 市が率先してEVへの転換を図るとともに、市内の充電インフラ整備の方向性に加え、公共施設への再生可能エネルギーの導入に向けた今後の方向性を検討する。
	③ 再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入支援や脱炭素行動の周知啓発等により、多くの市民へ行動変容を促す。
④ 省エネ・再エネ設備導入支援を継続するほか、脱炭素に取り組む企業の認証や魅力発信を産業団体等と連携し実施するなど、企業の脱炭素経営を促進する。	
5	循環型社会の形成
	① 資源物の持ち去りについて、引き続きパトロールを実施し、度重なる指導に従わない者に対しては、条例を厳格に適用し違法行為に対応する。
	② 事業系廃棄物の適正処理に向け、立入等の取組を一層進め、不適正処理に対する指導を継続するとともに、新たに「資源物回収拠点設置補助制度」を設ける中、紙資源の適正処理を促進する。
	③ 優良管理ごみ集積施設の認定による適正処理の推進や食品ロス・プラスチックごみ削減の取組の周知等により、市民の行動変容を促し3Rの推進を図る。
④ 地域清掃に取り組む団体数の拡大やクリーンキャンペーンの実施により、まちなみ美化意識やマナーの向上を図る。	
6	公設地方卸売市場の再整備事業の推進
	① 民間事業者への情報開示や議会等への説明を丁寧かつ適時行う中、「尼崎市公設地方卸売市場再整備事業者選定委員会」を設置し、提案内容を総合的に審査・評価する。
② 選定された優先交渉権者と提案内容を踏まえた協議・調整を行い、基本協定を締結する。	
<b>都市整備局</b>	
1	良好な住環境の形成
	① ファミリー世帯に選んでもらうための実証実験として、住替えや良質な戸建住宅の取得を支援する。また、民間の良質な住宅・住宅地の誘導に向けた取組を進める。
	② 市営住宅の入居要件の緩和や市営住宅跡地などの公共用地を有効活用し、多世代等が住み続けられる住宅・住宅地の供給を促進する。
	③ 空き家の除却や利活用等による民間住宅の新陳代謝を促進するとともに、空き家を社会的な損失とみなし、放置させない新たな方策の検討を進める。
④ 集合住宅前における居住者等の公道上の不法駐輪対策について、研究・検討を進める。	

(都市整備局の続き)

2	エリアブランディングの推進
	① 鉄道駅周辺の魅力ある駅前空間づくり（特色あるまちづくり事業）を推進する。（阪急塚口、園田、阪神尼崎、大物など）
	② （仮称）阪急武庫川新駅の事業化など交通利便性の向上に向けた取組を推進する。
3	③ うわさプロジェクトを通じて情報発信力を向上させる。
	社会インフラの戦略的な機能更新と機能維持
	① 「みどりのまちづくり計画」に基づき、地域や利用者のニーズに応じた公園の機能分担に向けたモデル事業を実施するとともに、街路樹の適正管理計画策定に向けた基礎データの収集を行う。
	② 舗装修繕計画の改定に向け、幹線道路の路面性状調査に加え、「あまレポ」の機能を活用し生活道路の調査を実施する。また、市全体の道路整備計画策定に向けた課題抽出や対象路線の検討を開始する。
4	③ 安全で安心な生活を守るための社会基盤整備（橋梁、河川、市営住宅）を進める。
	④ 芦原公園のリニューアルやドッグランの設置など、公園への新たなニーズを踏まえた整備方針や具体的な整備スケジュールの策定に向けた取組を進める。
	まちづくりの基礎となる計画の運用
	① まちづくりの基礎となる計画の市民等への周知及び個々職員への浸透・実践を進める。
1	② 地域の魅力等向上につながる土地利用（開発事業）誘導の方策の検討を行う。
	③ 周辺環境との調和を図るため、物流施設等大規模な開発事業の都市交通等への環境配慮に係るガイドライン策定等の取組を進める。
	④ 子供たちの健やかな育ちに向けて、保育所等と隣接地開発事業者が事前にその開発事業について話し合う仕組み（制度）を構築する。
	消防局
1	消防施設の充実強化
	① 防災センター大規模改修工事については、電気設備改修工事や地下タンク改修工事等が中消防署や消防指令センター等の災害対応に一切の支障が生じないように、工事業者等と十分に調整を図り実施する。
	② 園田分署建替工事については、令和8年度当初の供用開始に向け、令和5年度に完成した実施計画に基づき、着実な進行管理に努める。
	③ 東消防署建替工事については、消防力強化、近隣配慮等の視点を取り入れ策定する基本設計を基に、デザインビルド方式の特色を生かせる要求水準書を策定する。
2	④ 尼崎市消防署等配置計画に基づき、今後整備すべき消防庁舎（西消防署、武庫分署、塚口出張所等）に関する事項について、関係部局と調整を図る。
	救急車適正利用の推進
	① 高齢化の進展に伴い救急需要が高まる中、引き続き医療機関や福祉部局と高齢者（高齢者福祉施設を含む）からの救急需要に対する協議を行い、救急車の適時・適切な利用の促進に努める。
	② 救急件数の増加に対し、救急車適正利用に関する動画を引き続き関係機関と連携を図りながら放映するとともに、SNS等を有効活用した広報を実施し、不要不急な救急要請の抑制を図る。
2	③ ひとり暮らしの高齢者等に対し、各関係機関と連携しながら予防救急及び室内閉じ込め救助事案の普及啓発を図り、救急出動件数及び救助出動件数の抑制に努める。
	④ 救急件数の増加に伴い、救急需要に対応するための救急出動体制を検討する。

(消防局の続き)

3	予防体制の充実強化
	① 消防法令違反のある防火対象物に対して、違反是正を促進し、火災による被害の軽減を図り市民の安全・安心を守る。
	② 予防研修計画に基づき職員の育成を実施し、予防査察体制の充実を図る。
4	③ あまがさき共創 DX プランに沿って、消防法令における各種届出等の電子申請を拡充し、市民・事業者の利便性向上を図る。
	消防団充実強化
	① 訓練や活動等を積極的に実施し、消防団員の資質向上に努めるとともに、様々な広報媒体を活用した消防団への入団促進活動を行い、幅広い市民が入団したいと思える魅力ある消防団づくりに取り組む。
4	② 女性消防団員の活躍の場を更に充実させるとともに、企画広報分団により消防団に関する情報発信を強化する。
	③ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、老朽化した消防分団器具庫の建替え及び消防団車両の更新を行う。
<b>公営企業局</b>	
1	「あますいビジョン 2029」に基づく「あますい実施計画」の着実な事業実施
	① あますいビジョン（計画期間：令和 2～11 年度）の前期実施計画に基づく取組の進捗を振り返るとともに、昨今の水道・工業用水道事業を取り巻く社会環境の変化も的確に捉えつつ、後期実施計画（計画期間：令和 7～11 年度）を策定する。
2	② 市内最大の上水道の幹線管路である 10 号配水本管の更新工事を継続する。 また、災害時の早期の断水解消を図る配水ブロック化については、令和 7 年度の市内全体の 20 ブロック化の完了を目途に、令和 6 年度は 3 ブロック化を実施する。（令和 6 年度末 16/20 ブロック化完了予定）
	「あまがさき下水道ビジョン 2031」に基づく「実施計画」の着実な事業実施
2	① 浸水被害の最小化を図るため、河川への放流量を増やす雨水ポンプ能力増強工事を令和 6 年度は 2 基（栗山中継ポンプ場、大庄中継ポンプ場）実施する。 ・ビジョン計画期間中（令和 4～13 年度）の進捗 令和 6 年度末 6/14 基完了予定 ・中長期（平成 24～令和 32 年度）の進捗 令和 6 年度末 19/49 基完了予定
	② 雨を一時的に貯留する武庫分区の雨水貯留管については、整備計画の見直しについて立坑等周辺住民へ説明を実施していく。
3	下水道ウォーターPPP の導入に向けた取組
	① 新たな官民連携手法である「下水道ウォーターPPP」について、国において、汚水管（合流管を含む）の改築に係る令和 9 年度以降の国費交付対象の要件とすることが示されたことから、令和 8 年度中の当該手法の導入に係る事業者公募を目指す。 令和 6 年度については、導入検討調査を実施するとともに、民間活力の活用方法や体制の構築及び対象となる施設等の具体的な検討を行うため、庁内にて「尼崎市下水道ウォーターPPP 検討会議」を適宜開催し方向性を定める。
4	防災力向上の取組
	① 災害等による断水に備える応急給水拠点について、令和 8 年度末の 80 箇所設置を目途に、令和 6 年度は新たに 6 箇所整備する。（令和 6 年度末 72/80 整備完了予定）
	② 災害時のトイレ機能を確保するマンホールトイレについては、令和 13 年度末の 68 箇所設置を目途に、令和 6 年度は新たに 9 箇所を整備する。（令和 6 年度末 36/68 整備完了予定）
4	③ 応急給水栓並びにマンホールトイレの設置運営訓練を地域団体や学校関係者との協力の下に実施するとともに、企業等をパートナーとして広く周知を図る取組を検討し、地域の防災力の向上に取り組む。

(公営企業局の続き)

5	「尼崎市ボートレース事業経営計画」に沿った事業運営
	① 令和 6～10 年度を計画期間とする経営計画に基づいて電話投票を中心とした売上向上に取り組むとともに、ファミリー層も楽しめる本場利用促進に注力することで、市への財政貢献や地域振興により本市のまちの魅力づくりへ貢献していく。
	② ボートレース事業の本来の目的である収益金による公共施設の整備などまちづくりへの貢献について、市民等へのより一層の周知を図る。
6	不正行為の再発防止に向けた取組
	① 令和 3 年に生じた不正行為を受けて策定した「尼崎市公営企業局発注工事における不正行為の再発防止に向けた取組について」に基づき、局職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上等に取り組み、不正行為の再発防止を徹底する。
<b>教育委員会事務局</b>	
1	教育振興基本計画の策定
	① 第 6 次尼崎市総合計画や国の教育振興基本計画等を踏まえ、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、本市の教育施策の方向性を示す、次期教育振興基本計画（令和 7 年度～）を策定する。
2	個に寄り添った教育の推進
	① 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を認める学びの場を整備するため、新たな組織において柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な『学びの多様化学校』の設置に向けた検討を進める。
	② 教室での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒の居場所・回避場所として『校内サポートルーム・エリア』を整備し、不登校には至らないものの、不登校傾向にある児童生徒に対し未然防止（発達支持）を図る。
	③ 子どもの思いに寄り添って福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカーを増員し、学校などの教育現場を基盤に関係機関と連携することで、支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化を防ぐ。
	④ スクールロイヤーを設置し、いじめや児童虐待、体罰対応等、弁護士という専門的な立場から助言を得て適切かつ速やかな問題解決につなげる。
3	学力向上に向けた取組・自己肯定感の醸成
	① 全ての市立小学校・中学校に AI 型ドリルを導入し、児童生徒の習熟度等に応じた個別最適な学びを日常的に支援するとともに、全ての市立中学校・高等学校の定期試験等の採点業務においてデジタル採点システムを活用し、採点結果の分析機能等を用いて生徒の学習上のつまずきのほか、個々の強みや弱みを把握することで、授業力向上や生徒の学力向上につなげる。
	② 市立小学校及び特別支援学校の児童・生徒に対し、電子図書館の ID を学校単位で付与し、各学校におけるタブレットを活用した学習活動や家庭での読書活動を推進する。
	③ 市立小学校の児童が、校外学習で尼崎城と歴史博物館を見学し、尼崎市の歴史を学ぶことで、自分たちの住む町である尼崎への誇りと愛情を育む。

(教育委員会事務局の続き)

4	<p>インクルーシブな教育の推進</p> <p>① インクルーシブな教育の推進のため、引き続き、特別支援教育に係る基本方針の共有を徹底するとともに、教職員の専門性の向上につながる研修の充実を図るとともに、指導主事が学校園を訪問し、全学校園が共通認識をもって学校園運営や学級経営に活かしていく。</p> <p>② 特別支援教育の基礎となる環境を整備するため、要配慮児童生徒が在籍及び進学予定の学校のバリアフリー化（エレベーターの設置）を進める。</p>
5	<p>教育・勤務環境の整備</p> <p>① 学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づき、引き続き、下坂部小建替事業に係る DB 発注者支援業務を実施するとともに、設備長寿命化改修及び照明 LED 化改修等を実施する。</p> <p>② 全ての市立中学校・高等学校の定期試験等の採点業務において、デジタル採点システムを活用し、教職員の業務の効率化及び負担軽減を図る。また、学校に係る諸手続きのオンライン化などについて負担軽減に向けた検討を行う。</p> <p>③ 物価高騰により食材費が上昇し、学校給食費においても増額が必要となるが、保護者の負担軽減を図るため、物価高騰相当分を公費で負担する。</p>
6	<p>地域とともにある学校づくりの推進</p> <p>① 継続して全市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において「コミュニティ・スクール」の導入校を順次拡大するとともに、全市立小学校に配置している地域学校協働活動推進員を、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、順次、市立中学校、高等学校及び特別支援学校においても配置する。</p> <p>② 市立中学校の生徒が、将来に渡ってスポーツ、文化・芸術活動に親しむ機会を確保するための「地域クラブ活動」の取組について、モデル校における平日と休日の一体的な実施などを行い、取組の推進を図る。</p>
7	<p>歴史文化・教養にかかる教育の充実</p> <p>① 旧尼崎紡績本社事務所の敷地を市民等の利用に供するよう整備し、建物の歴史的・文化的価値を内外に PR することで、敷地を活用したゆとりと賑わいの創出につなげる。また、引き続き、文化財保存活用地域計画について令和 7 年度の策定に向けた検討を進めるとともに、歴史博物館の広報機能の強化を図る。</p> <p>② 各地区生涯学習プラザ等の図書室において、指定管理者やボランティアと連携し、親子向けの読み聞かせや図書関連講座の実施、季節に応じた特集展示等を行い、読書を通じた学びの機会の充実を図る。</p> <p>③ 大井戸公園での北図書館と貸館機能を融合した新図書館の整備に向けて検討を進め、地域住民に親しまれる学びと交流、魅力発信の拠点づくりに取り組む。</p>
<p><b>議会事務局</b></p>	
1	<p>政務活動費に係る対応</p> <p>① 政務活動費の適切な出納管理及び報告書類の偽造防止等に資するため、政務活動費の制度検証等特別委員会を開催し、各種規定の検証等を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>② 初公判後、100 条委員会の設置が予定されており、政務活動費の不可解な入出金事案について真相究明を進める。</p>
2	<p>議会改革</p> <p>① 議会改革検討委員会において「休日議会の開催」、「常任委員会の調査・研究の活性化」、「通年議会の導入」、「選挙活動・政治活動に係る自主ルール策定」、「視察に係る旅費の在り方」、「資産公開の義務化」、「議会モニター・サポーター制度の導入」、「議員報酬の検討」などを検討予定である。</p>

(議会事務局の続き)

3	議会関連規定の整備
	<p>① 地方自治法の一部改正により、「議員個人による請負に関する規制の緩和」に関する規定が整備されたため、令和7年度の市議会議員選挙に向けて関連する条例の制定等について検討する。</p> <p>② 危機管理安全局において災害マネジメントシステムが稼働しているため、その実態に合わせ議会BCPの改正を行う。</p>